

# 新しい小金井をつくる「ピラ」



寒い日が続きますが、春も近づいてきました。新年よりさまざまな行事に出席していますが、野川駅伝や各種団体等の新年の集いなど、「3年ぶり」という言葉をよく耳にいたしました。引き続き感染症への対応は続きますが、これまでの日常も少しずつ戻ってきていることを実感しております。失われた3年間の地域での繋がりや再構築する課題とともに、新しい日常で得た知恵や工夫も活かして、ポストコロナ時代の行政運営や市民サービスのあり方を模索していかねばなりません。

1月22日に市民と市長の対話の場「みんなのタウンミーティング」の第1回目を開催しました。第2回目は2月17日にオンラインで開催し、今後も毎月開催します。そこで出されたすべてのご要望をそのまま実現できる訳ではありませんが、市政の状況や取り組みの現状を市民の皆様を知っていただき、また、市民の皆様とのニーズや市民目線での指摘を直接聞かせていただくことで、整理をしていただけることから取り組みたいと思います。また、このような機会を継続することで、一緒に小金井市をより良いまちにする共通認識に立つことができるかと期待しています。ぜひ、ご都合にあわせて参加ください。

私が11月27日に市長に就任して3か月が経過しました。なかなか思うようにいかないことも多く、新たに発生した問題や事案への対応に時間を割かねばならないなどもあります。市長選挙で掲げた政策の実現と新しい小金井市へ進化させるために愚直に取り組んでいきます。

毎日職員の方々とさまざまな打ち合わせをしていますが、政策形成過程ではその情報を市民の皆様にお示しできないことは残念です。当たり前にいえばそうですが、私が市議員のときに見えていたものはまさに氷山の一角に過ぎず、細かい事務的な調整など含めて職員の皆さんが日ごろから苦心して積み上げた上でのアウトプットであることを感じています。職員の皆さんはしっかりと各々の職責を果たしていただいている一方で、ときには「そもそもこれは何のためにやっているのか」「市民目線に立ってどう捉えられるか」と疑問を感じることもあります。その際は私の方から職員に対して問いかけていきます。

社会的にも行政への変革の期待は求めるレベルが高いですが、日常の仕事のやり方で変えられることもたくさんあります。その積み重ねがより良い仕事になり、行政として大きな変化に繋がります。「毎日challenge」の姿勢で今後もしっかり取り組んでまいります。

小金井市長  
**白井 亨**

## 会計年度任用職員・任期付職員募集

- 採用予定日 4月1日(土)
- 資格要件等詳細は、市ホームページをご覧ください▶要項は市ホームページからもダウンロードできます
- 要項配布日 3月6日(月)までに①は職員課へ、②は庶務課へ。郵送の場合いずれも6日必着

区分	業務名	月額報酬	募集人数	
① 任期付	保育士	180,665円～ (経験・職歴により加算あり)	1人	
	保育士(育児休業代替)	202,515円	若干名	
	② 会計年度任用	消費生活相談員	93,600円	1人
		高齢者福祉窓口相談業務	185,900円	1人
		学童保育指導員業務	185,900円	若干名
		電気設備業務	185,900円	1人
③ 会計年度任用	特別支援保育業務	185,900円	1人	
	特別支援教育支援員	185,900円	1人	
	もくせい教室業務	93,000円	1人	
	スクールソーシャルワーカー業務	202,700円	1人	
	無形指定文化財調査業務	185,900円	1人	

## 会計年度任用職員(時間額制)の登録者募集

登録された方の中から、必要に応じ、仕事を案内します。

- 職種等 下表のとおり
- 登録方法 所定の用紙(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を明記し、職員課で登録してください
- 詳しくはお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください
- 職員課人事研修係(市役所本庁舎1階 ☎042-387-9808)

主な職種	主な勤務時間	報酬(時給)
一般事務	午前9時～午後4時30分	1,080円
保育士	午前8時～午後5時30分	1,300円
保育士補助業務	午前7時～11時または午後3時30分～7時	1,230円
給食調理	午前8時15分～午後0時15分(土曜日のみ)	1,170円
学童保育指導員	午前11時～午後7時	1,250円
一般用務(学童保育所勤務)	午後2時～6時	1,080円
社会福祉士	午前9時～午後5時	1,770円

## 市・都民税 所得税及び復興特別所得税

**申告は3月15日(水)まで**

### 市・都民税の申告は市役所へ

市・都民税は、前年の所得に対して、1月1日現在お住まいの市区町村で課税されます。

■受付時間▽月曜～金曜日午前8時30分～午後5時▽3月5日(日)、12日(日)午前9時～午後1時  
※日曜日は電話での問い合わせ等はお受けできません

他遺族年金や障害年金等の非課税所得のみの方は、小金井市内に居住している親族に扶養されている場合を除き、市・都民税の申告が必要です

### 所得税及び復興特別所得税の確定申告は税務署へ

所得税及び復興特別所得税の確定申告書は、申告時にお住まいの市区町村を管轄する税務署(小金井市は武蔵野税務署)に提出してください。なお、3月15日までは、作成済みの確定申告書を市の市民税課でもお預かりします。(過年はお預かりできません)

また、税務署では確定申告書会場を開設し、申告を受け付けています。

■受付時間月曜～金曜日、午前8時30分～午後4時(提出は5時まで)  
※駐車場は3月31日まで利用できません

※入場整理券を配付します。混雑状況により、受け付けを早めに締め切ることがあります

■市・都民税申告書封筒の表に、「市・都民税申告書在中」と明記し、市民税課へ

■確定申告書封筒の表に「確定申告書在中」と明記し、武蔵野税務署へ

※申告書の「控」が必要な方は、切手を貼り、あて先を明記した返信用封筒を必ず同封してください

### 市・都民税の申告期限

申告期限後でも随時申告を受け付けています。ただし、申告期限後に申告された場合、納めていた回数が増えることがあり、1回の納付額が多くなる場合があります。また、国民健康保険税等の計算や、課税証明書等の発行が遅れるなどの影響が出る可能性があります。

- 問▽市・都民税Ⅱ市民税課市税係(〒184-8504住所不要・市役所第二庁舎3階 ☎042-387-9819)▽所得税Ⅱ武蔵野税務署(〒180-8522武蔵野市吉祥寺本町3-27 ☎0422-15311)